

経済産業大臣意見照会回答不要通知書
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日
回答不要通知番号 第 号

経 済 産 業 大 臣 殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付経済産業大臣意見照会書(照会番号第 号)については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第 69 条の 7 第 8 項(同法第 75 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき通知します。